

## 会津美術協会 細則

1. この細則は、会則第 17 条「会津総合美術展及びその他必要な細則は理事会及び委員会において

定める。」により定める。

2. 顧問は、特に会津美術協会の組織づくり、発展に寄与した者を推挙する。

3. 名誉会員は、地域出身作家及び永年委員、会員として会津美術協会の組織づくり、発展に寄与

した者を推挙する。

4. 委員、会員の推薦は次の通りとする。

(1) 理事会で選考・承認した者を総会に報告する。委員、会員の基準は原則として次の通りとする。

(ア) 委員推薦は、本会の会員になってから会津総合美術展の基本賞の会津美術特別賞、会津美術賞のいずれかを 2 回以上受賞した者を対象とする。

(イ) 会員推薦は、会津総合美術展において、1 回以上（佳作を含む）受賞した者、及び 3 回以上入選した意欲のある者を対象とする。

(ウ) 前項の条件にかかわらず、継続した制作活動の成果が顕著で美術作家として一定の評価

を受け、且つ会津美術協会の発展に寄与すると認められた者を特別に委員、会員に推薦

することができる。

(2) 本人の承諾を得たものとする。

5. 会長、副会長及び監事の推挙、選出は次の通りとする。

(1) 委員、会員若干名、事務局長 1 名で構成する選考委員会の選考によることを原則とし、

総会の承認を要するものとする。

(2) 本人の承諾を得たものとする。

6. 理事の推挙、選出は次の通りとする。

(1) 役員改選の年に委員会（各部門ごと）において選出し、総会で承認する。

(2) 本人の承諾を得たものとする。

7. 会則 16 条に該当する場合は、次の各項とし、理事会において処理する。

但し総会に報告しなければならない。

(1) 会費未納が 3 年以上、展覧会不出品が 3 年以上に及ぶ者には、本人の意思を確かめて退会を

すすめることができる。

8. 委員、会員に関する慶弔については、次の通りとする。

(1) 慶事には、特別の場合を除き贈呈は行わない。

(2) 弔事には、弔電、香典、花輪など実情に応じて呈する。

9. 会に特別功労のあったものを表彰することができる。

10. この細則は、平成 18 年 3 月 11 日から実施する。

改正 平成 20 年 4 月 5 日改正 令和 5 年 3 月 25 日改正